

平成23年統一地方選挙に係る寄附の禁止期間に関する取扱いについて

公職の候補者等（公職の候補者、公職の候補者になろうとする者及び公職にある者）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第199条の5第1項の後援会については、法第199条の2及び第199条の5の規定により、下記1の例外を除き、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされています。

また、下記1の寄附禁止の例外のうち、（1）のアのうち当該公職の候補者等の後援団体（資金管理団体を除く）に対してする寄附及びウ並びに（2）のウについては、法第199条の5第4項各号に定める「一定期間」内には寄附をしてはならないこととされています。

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に係る上記「一定期間」については、同項第3号で「任期満了前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間」とされているところですが、平成23年4月10日又は同月24日に統一地方選挙として行われる選挙に関しては、平成22年12月8日に施行された地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）第6条の規定により、上記「一定期間」は、「選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間」（下記2の期間）と定められておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 寄附禁止の例外とされるもの

（1）公職の候補者等

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附

イ 公職の候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする寄附

ウ 公職の候補者等の政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなものを除く。）等に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする寄附

（公職選挙法第199条の2第1項）

（2）後援団体

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附

イ 当該公職の候補者等（当該後援団体が支持・推薦する候補者等）に対してする寄附

ウ その団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるものを除く。）

（公職選挙法第199条の5第1項）

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第6条の規定による「一定期間」

（1の（1）のアのうち当該公職の候補者等の後援団体（資金管理団体を除く）に

対してする寄附及びウ並びに（２）のウの寄附が禁止される期間）
選挙の期日前90日に当たる日から選挙の期日までの間

（１）平成23年4月10日に行われる選挙（県知事、県議会議員）

平成23年1月10日～平成23年4月10日

（２）平成23年4月24日に行われる選挙（市町村長、市町村議会議員）

平成23年1月24日～平成23年4月24日

（参考）

1 公職選挙法関係規定

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の、主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2 何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行なう見学、旅行その他の行事において、第4項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。

3 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある市を含む。）は、第199条の2第1項の規定にかかわらず、次項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体（政治資金規

正法第19条第2項の規定による届出がされた政治団体を除く。) に対し、寄附をしてはならない。

4 この条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一～二 (略)

三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日前90日に当たる日 (第34条の2第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前90日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日) から当該選挙の期日までの間

四～六 (略)

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律関係規定 (平成22年法律第68号)

(選挙期日)

第1条 平成23年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体 (都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。) の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第34条の2第1項又は第3項 (これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。) の規定により行う場合を除き、同法第33条第1項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市 (以下「指定都市」という。) の議会の議員及び長の選挙にあつては平成23年4月10日、指定都市以外の市、町村及び特別区 (以下「市区町村」という。) の議会の議員及び長の選挙にあつては同月24日とする。

2 平成23年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第33条第1項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市 (以下「都道府県等」という。) の選挙管理委員会にあつては同年1月9日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月23日までに、その旨を告示しなければならない。

(寄附の禁止期間)

第6条 第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項に規定する期間及び同法第199条の5第1項から第3項までに規定する一定期間とは、同条第4項の規定にかかわらず、第1条第1項又は第2項の規定によるそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。